

# 大阪府流域 下水道事業会計

令和6年度  
決算説明資料

大阪府都市整備部  
下水道室経営企画課



# 流域下水道事業の概要

流域下水道は、複数の市町村からの下水を受け入れるための幹線（下水道管）、ポンプ場、そして下水を処理するための処理場からなります。生活環境の向上、浸水被害の軽減等に寄与し、府民の暮らしや企業活動を支える基盤となっています。

処理場数

14箇所

ポンプ場数

32箇所

汚水処理能力

約234万 $\text{m}^3$ /日

雨水排除能力

約949 $\text{m}^3$ /秒

管渠延長

約572km

利用者数

約471万人

全国の流域下水道の中でも最大規模の施設・能力等を保有しています

(令和7年 3月31日時点)

# 令和6年度決算の概要

## 損益計算書（1年間の経営成績）

(百万円)

	R 6	R 5	増減率	増減額
市町村負担金・受託金				
維持管理費、減価償却費等				
営業収益	23,606	25,735	▲8.27%	▲2,129
営業費用	62,349	63,740	▲2.18%	▲1,391
営業損失	38,743	38,005	+1.94%	+738
一般会計繰入金、 長期前受金戻入等				
営業外収益	39,008	38,871	+0.35%	+137
支払利息、起債発行手数料等				
営業外費用	942	970	▲2.89%	▲28
経常損失	677	104	+650.96%	+567
過年度損益修正損、 その他特別損失				
特別損失	2,800	0	皆増	皆増
当期純損失	3,477	104	+3,343.27%	+3,373

# 令和6年度決算の概要

## 貸借対照表 (企業のストックの状況)



# 主な指標の動向

令和6年度決算における主な数値・指標の動向は以下のとおりです。

## 経常収支比率

# 98.9%

- 費用に対してどの程度収益を賄えているかを表します

類似団体平均値 100.1%  
全国平均値 100.2%

詳しくはP5から

経常収支比率は、単年度収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。

一方、大阪府は100%を下回っています。主な要因は収入不足によるものです。

## 有形固定資産 減価償却率

# 63.6%

- 施設や設備等の老朽化状況を表します

類似団体平均値 41.3%  
全国平均値 41.1%

詳しくはP9から

有形固定資産減価償却率は、100%に近いほど耐用年数満了に近づいていることを意味します。

類似団体や全国平均に比べると、大阪府は老朽化施設が多いことが分かります。

# 経営成績の状況

令和6年度決算の損益計算書は以下のとおりです。経営成績を経常収支比率からみると、**100%を下回っており**、主な要因は**収入不足**によるものです。

		R6	(百万円)
①	営業収益	23,606	
②	営業費用	62,349	
営業損失		38,743	
③	営業外収益	39,008	
④	営業外費用	942	
経常損失		677	
特別損失		2,800	
当期純損失		3,477	

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{①} + \text{③}}{\text{②} + \text{④}}$$

R6  
98.9%

- 経常収支比率は100%を下回る  
→ 収入不足によるもの **補足1参照**

# 経営成績の状況 <補足1>

流域下水道事業では、まず処理場等の施設を整備し、維持管理を行いながら下水処理を行います。耐用年数を超過すると施設を更新していきます。

公営企業として今後も事業を継続し続けるためには、これら経費の一部を下水道利用者に適正に負担していただく必要があります。



# 経営成績の状況 <補足1>

一方、大阪府の流域下水道事業では、下水の処理や施設の維持管理については利用者が負担しているものの、施設の整備や更新には「使用料」としての利用者負担がありませんでした。

## 現状の利用者負担

施設の整備



府・市町村の負担  
使用料による利用者負担なし

下水の処理・  
施設の維持管理



府・市町村の負担と  
使用料による利用者負担

施設の更新



府・市町村の負担  
使用料による利用者負担なし

# 経営成績の状況 <補足 1>

そこで他の都道府県では、広く国基準に基づいて利用者が負担していることから、大阪府においても令和7年度以降、段階的に利用者負担を見直すこととしています。

## 令和7年度以降の利用者負担

施設の整備



府・市町村の負担と  
使用料による利用者負担※

下水の処理・  
施設の維持管理



府・市町村の負担と  
使用料による利用者負担

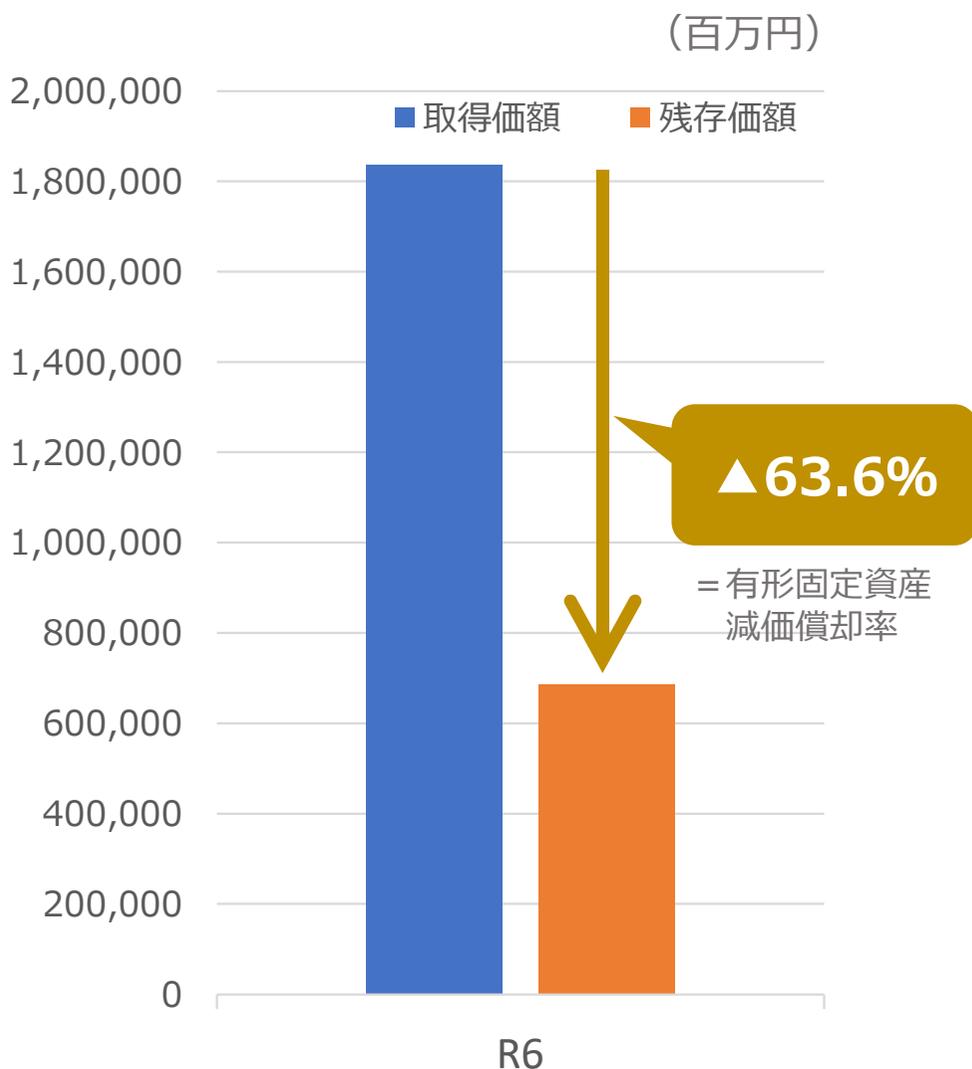
施設の更新



府・市町村の負担と  
使用料による利用者負担※

※会計上は減価償却費に対するの負担になります。[参考リンク](#)

# 固定資産の状況



## 有形固定資産減価償却率は60%を超過 (平均すれば耐用年数の半分以上を経過)

### 背景

大阪府は他府県に比べ早期に事業着手（昭和40年）しており、残存価額は低くなる傾向

府は、他団体と比べて老朽化した施設を多く抱えている（P4）が、適切に延命化を図ることで、施設の更新費用を抑えている

→施設の種類ごとの詳細は、**補足2参照**

※残存価額 = 取得価額から減価償却累計額（過去からの資産価値の目減り）を控除した額

# 固定資産の状況 <補足2>

## 固定資産の分類（令和7年3月31日時点）

（百万円）

